

2025 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 大 末 建 設 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 村 尾 和 則
(コード番号 1 8 1 4 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画部長 石 丸 将 仁
(電話番号 0 6 - 6 1 2 1 - 7 1 2 7)

「業績連動型株式報酬制度」の改定に関するお知らせ

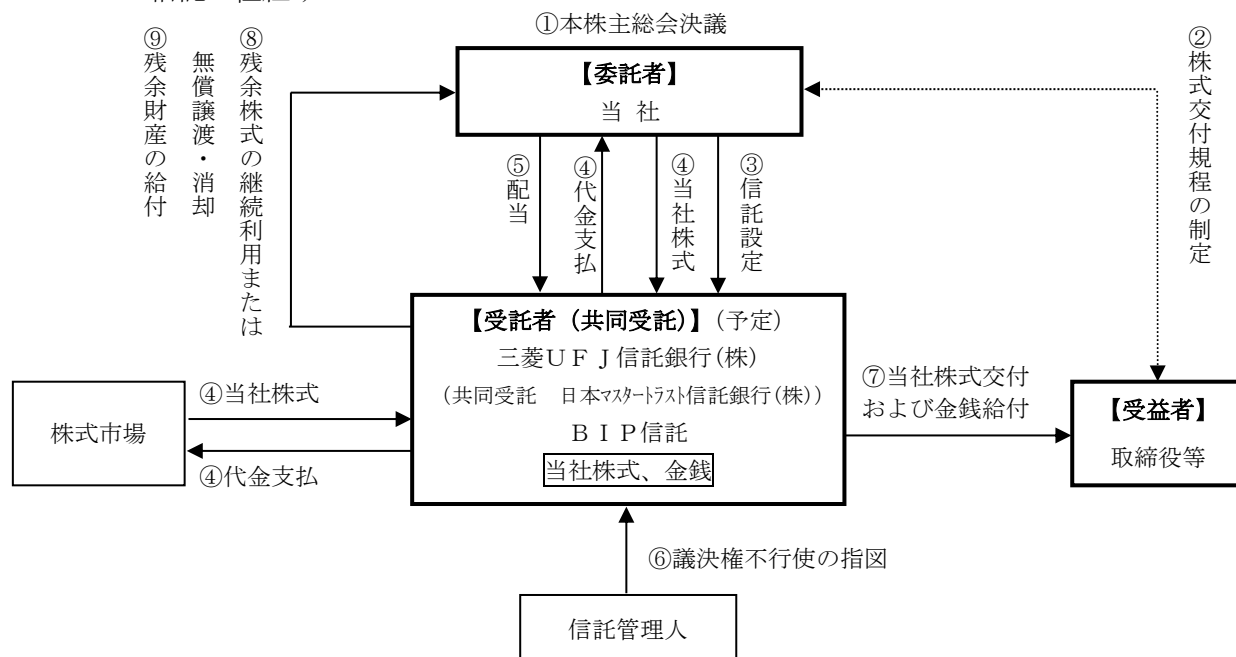
当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役および執行役員（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者である者を除く。以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）について改定することを決議し、本制度の改定に関する議案を 2025 年 6 月 26 日開催予定の第 79 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の目的等

- (1) 当社は、2024 年度から 2030 年度までの 7 か年を対象とする中長期経営計画「Road to 100th anniversary～飛躍への挑戦～」を策定しております。企業価値増大への貢献意識と株主の皆さまとの利益共有意識を一層高めることおよび中長期経営計画に掲げる目標の達成を取締役等により一層動機づけすることを目的として、本制度を導入いたします。なお、本制度は、「業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度。）」の対象期間満了（2022 年 4 月から 2025 年 3 月まで。）に伴い、新たな「業績連動型株式報酬制度」として導入するものです。
- (2) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役等に交付または給付（以下「交付等」という。）する制度です。
- (3) 本制度の導入は、本株主総会において本制度の導入に関する議案の承認を得ることを条件といたします。

2. B I P信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。
なお、本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 株式交付規程に従い、信託期間中、役位や業績目標の達成度等に応じて取締役等に一定のポイントが付与され、受益者要件を充足する取締役等に対して、退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）の一定割合に相当する当社株式が交付されます。
残りの累積ポイントに相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中の取締役等の減少等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更延長および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を継続せず終了する場合には、信託費用準備金（信託報酬・信託費用等に充当するために、当社が拠出した資金）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社および取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。

なお、当社は、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は、2026年3月31日で終了する事業年度から2028年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、信託期間の継続が行われた場合には、以降の各3事業年度）を対象とします（本制度の対象とする期間を、以下「対象期間」という。）。

当社は、対象期間毎に合計500百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。取締役等は、株式交付規程に従い予め定められたポイントが付与され、取締役等の退任時に付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に相当する数の当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間毎に合計500百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、500百万円の範囲内とします。

また、本信託を終了する場合においても、信託期間の終了時に、受益者要件を充たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで一定期間に限り、本信託の信託期間を延長することがあります。ただし、その場合には取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(3) 取締役等が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法および上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、株式交付規程に従い、対象期間中の当社の企業価値向上（株価関連指標）および中長期の会社業績（連結営業利益）ならびに非財務指標（従業員エンゲージメント）に応じて、原則、対象期間満了後に付与されるポイントの累積ポイント数により定まります。なお、取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数は、3事業年度を対象として153,000ポイントが上限となります。

1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式の分割・株式の併合等が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、交付等が行われる当社株式数を調整いたします。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式等の交付を、本信託から受けるものとします。

このとき、当該取締役等は、累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りの累積ポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が海外赴任により国内居住者でなくなる場合は、その時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当社株式の全てを、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、その時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、当該取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) マルスならびにクローバック制度等

取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役等に対し本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失または没収（マルス）、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができる制度を設けます。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(7) 信託期間の終了時の残余株式等の取扱い

対象期間における取締役等の減少等により、本信託の終了時（信託期間の延長が行われた場合には延長期間の満了時）に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体へ寄附することを予定しております。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更延長および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

[ご参考]

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2025年8月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2025年8月（予定）～2028年8月（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2025年8月（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 500百万円（信託報酬・信託費用等を含む。） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株式処分）から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上